累犯障害者支援の司法と福祉の連携「長崎モデル」

刑務所内の知的障害者の存在や処遇について明らかになってきたのは、2004 年発刊の書籍「獄窓記」が切っ掛けと言われている（HP「雑学 BN」の書籍等読後感関係（Ｉ）、2004. 3. 19.「塀の中の障害者の処遇のありよう」：参照）。

以降、国によるその実態が調査され、受刑者の１／４が障害者であり、その７割が障害があるのに福祉の支援を受けられず、結果的に罪を繰り返す累犯者であることも明らかになってきた。

食料品の万引き、無賃乗車、無銭飲食、等の軽い罪であり、初犯は執行猶予がつくが福祉の支援を受けられないために、３人に一人が３ケ月以内に再犯し、累犯では執行猶予もつかず収監を繰り返すことも明らかになってきた。

障害者が軽い罪でも罪は罪と刑務所で更生するのがいいのか、それとも福祉で更生することがいいのかが議論され、長崎県での司法と福祉の連携の先駆的取り組みに、国からの予算もついて「長崎モデル」が始まっている。

長崎県でのこの取り組みを、長崎新聞社（報道部・累犯問題取材班）が新聞に２０１１年７月から１２年６月まで全７部、６２回の長期掲載記事が、平成２４年度新聞協会賞と第１７回新聞労連ジャーナリズム大賞・優秀賞を受賞し､最近その連載記事を収録した「居場所を探して～累犯障害者たち～」の出版を知り、購読した。

本書では、刑務所を出所しても社会に居場所のない障害のある累犯者に就労と生活を支援し、社会復帰に繋げていく試み（出口戦略：長崎モデル）と、社会福祉士などの専門家からなる「障がい者審査委員会」を設置し、弁護士や検察の依頼を受けて被告人について障害の有無の審査や福祉サービスの必要性の検討を行い、裁判に反映させる試み（入り口戦略：新長崎モデル）の詳細が、たくさんの事例の当時者への取材、また、累犯の悪循環を断ち切るべく奮闘している司法と福祉の関係者への取材も含めての掲載記事が収録され、更に現状での問題点と今後への提言も記されていた。

今の社会はまだまだ障害者差別が深く、更に前科のある人への差別も根強くあるので、司法界の改革は進んでいるようだが、障害のある累犯者の居場所となる福祉施設の拡充はどうなっているのか、そこで更生を担う職員の意識改革はどう進んでいるのか……。
長崎の取り組みが「モデル」で終わらずに全国各県に普及することを切に願う。

阿部幸泰　　（2013 年 2 月 24 日　記）